

香川県最低賃金

時間額

1,092円

令和8(2026)年10月1日から

前年比

56円UP↑



香川県最低賃金の概要(令和8年度改正)

適用を受ける労働者の範囲	香川県の区域内の事業場で働くすべての労働者
最低賃金額	時間額 1,092円
最低賃金において算入しないことを定める賃金	① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
効力発生年月日	令和8年10月1日

※ 最低賃金の適用を受ける使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければなりません。

香川労働局 労働基準部賃金室 (087)811-8919
労働基準監督署

高松 (087)811-8946

丸亀 (0877)22-6244

観音寺 (0875)25-2138

坂出 (0877)46-3196

東かがわ (0879)25-3137

ホームページは
こちら



香川労働局・労働基準監督署